

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に  
関する条例（昭和31年条例第27号）（抄）

最終改正 平成18年3月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第5項、第204条第3項及び第207条その他の法令の規定により並びにこれらの法令の規定に基き、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第203条第1項の規定による報酬、同条第3項及び第207条その他の法令の規定による費用弁償並びに県の依頼により出頭し、又は旅行した者に対する費用弁償、第203条第4項の規定による期末手当並びに第204条第1項に規定する者のうち、特別職の公務員及び教育長の同項の規定による給料及び旅費並びに同条第2項の規定による手当の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この条例の規定により報酬の支給を受ける者は、次のとおりとする。

一 議会の議員並びに法第180条の5に掲げる委員会の委員及び委員（常勤の監査委員を除く。以下「議員等」という。）

二から四まで（略）

2（略）

3 この条例の規定により給料、手当及び旅費の支給を受ける者（以下「知事等」という。）は、次のとおりとする。

一 知事並びに副知事及び出納長

二 常勤の監査委員

三 地方公営企業の管理者

四 地方公務員法第3条第3項第4号の特別職である知事の秘書（以下「知事秘書」という。）

五 教育長

（給与の額）

第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

一 知事等及び議員等については、別表第1に掲げる額

二から四まで（略）

2 前項に定めるもののほか、県の一般職の職員（以下次項、次条、第6条から第8条まで及び別表第2において「職員」という。）の例により、知事等に対しては地域手当、通勤手当及び期末手当（地方公営企業の管理者及び教育長（以下「企業管理者等」という。）にあつては、地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当及び期末手当）を、議員に対しては期末手当を支給する。（後略）

3 知事等に対して、次項から第8項までの規定によるほか、職員の例により、退職手当を支給する。

4 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員に対する退職手当は、その任期ごとに支給する。

5 知事等（知事、副知事、出納長、常勤の監査委員及び知事秘書に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に知事等としての在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 知事 100分の80
- 二 副知事 100分の60
- 三 出納長 100分の40
- 四 常勤の監査委員 100分の20
- 五 知事秘書 100分の30

6 前項に規定する在職期間の月数の計算は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。この場合において、知事等が退職した日の属する月において再び知事等となつたときは、当該退職した日の属する月は、在職期間の月数に算入しない。

7 から 9 まで （略）

（給与の支給方法等）

第4条から第9条 （略）

（補則）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、特に定めのあるもののほか、知事が定める。

附 則

1 から 8 （略）

9 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成17年千葉県条例第12号）の施行の日に在職する知事等（知事、副知事、出納長及び知事秘書に限る。以下この項において同じ。）が退職した場合において、知事等に対して支給する退職手当の額は、第3条第5項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、その額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、この項の規定の適用を受けて退職手当を支給された知事等については、この項の規定は、適用しない。

- 一 知事 100分の50
- 二 副知事 100分の40
- 三 出納長 100分の30
- 四 知事秘書 100分の20

10から14 （略）

別表第1

区 分		給料及び報酬の月額
県 議 会	議 長	111万円
	副 議 長	97万円
	議 員	88万円
（略）		
知 事		139万円
副 知 事		111万円
出 納 長		95万円
（略）		